

山村振興基本方針



岐 阜 県

平成 2 7 年 1 1 月

目 次

前 文

1 基本方針策定の趣旨.....	1
2 基本方針の性格.....	1

第1 地域の概況

1 地理.....	3
2 地勢.....	4
3 気象条件.....	4
4 人口の動向.....	4
5 産業構造等.....	5
(1) 社会的条件.....	5
(2) 経済的条件.....	5

第2 現状と課題

1 山村振興対策の成果.....	8
(1) 第一期山村振興対策.....	8
(2) 第二期山村振興対策.....	8
(3) 第三期山村振興対策.....	8
(4) 第四期山村振興対策.....	9
(5) 第五期山村振興対策.....	9
(6) 第六期山村振興対策.....	9
2 今後の山村振興対策の課題.....	10
(1) 社会資本等の整備.....	10
(2) 情報通信基盤等の整備.....	10
(3) 産業の振興.....	10
(4) 長寿高齢社会への対応.....	11
(5) 都市山村交流、U I J ターンの推進.....	11
(6) 森林、農用地の適切な管理.....	11
(7) 担い手の確保.....	12
(8) 自立した地域社会づくり.....	12

第3 振興の基本方針及び振興施策..... 13

(1) 「清流の国ぎふ」づくりの視点.....	13
(2) 地方創生の原点.....	13
(3) 国土強靱化等の視点.....	14
(4) 県民協働による振興.....	14

1	交通施策に関する基本的事項	16
2	情報通信施策に関する基本的事項	17
3	産業基盤施策に関する基本的事項	17
4	経営近代化施策に関する基本的事項	18
	(1) 農業振興.....	18
	(2) 林業振興.....	18
	(3) 水産業振興.....	18
5	地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	19
6	文教施策に関する基本的事項	20
	(1) 教育、学習環境の充実.....	20
	(2) 文化の振興.....	20
7	社会、生活環境施策に関する基本的事項	22
	(1) 簡易水道、生活排水処理施設の整備.....	22
	(2) 医療、救急体制の充実.....	22
	(3) 子育て環境の充実、健康づくり.....	22
	(4) 災害対策の充実.....	23
8	高齢者福祉施策に関する基本的事項	24
9	集落整備施策に関する基本的事項	24
10	国土保全施策に関する基本的事項	24
11	交流施策に関する基本的事項	25
12	森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	25
13	担い手施策に関する基本的事項	26
14	鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	26
15	その他施策	27
第4	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	28

参考資料

前 文

1 基本方針策定の趣旨

本県の振興山村*¹の振興については、山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号。以下「法」という。）制定以来、第一期対策（昭和40～47年）、第二期対策（昭和47～54年）、第三期対策（昭和54～平成2年）、第四期対策（平成3～10年）、第五期対策（平成11～16年）及び第六期対策（平成17年～27年）により、交通、通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等各般の対策を総合的かつ計画的に実施してきたところである。

その結果、振興山村においては産業基盤や生活環境の整備が進んでおり、山村振興対策は着実にその成果を挙げてきている。

しかしながら、振興山村においては、なお他地域との格差が存在しており、特に生活排水処理施設、医療、教育関連施設等の分野において顕著であることに加え、若年層を中心とする人口の流出と高齢化が依然として進行しており、振興山村の活力低下とともに、担い手不足により国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割の発揮が危惧される状況となっている。

さらに、少子・高齢化や技術革新をはじめとする時代の大きくかつ速い転換期を迎える中、振興山村が恵まれた自然、それぞれの山村固有の歴史、文化、伝統、ゆとりある居住環境などの特性を活かし、自ら考え、自ら実行する「地域の自立」により、各種振興施策に取り組んでいくことが求められている。

このような状況のもと、山村振興法に基づき本県における振興山村の振興に関する基本方針を策定し、今後の基本的指針とするものである。

2 基本方針の性格

山村振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、県内16市町村の振興山村を対象に、今後おおむね10年間を目標とする基本的方向を明らかにしたものであり、各振興山村の山村振興計画策定に係る施策推進に当たっての方針を示したものである。

ここに盛り込まれた施策の内容については、今後の振興山村の実情の変化に応じて弾力的に運用されるべきものである。

また、この基本方針中、現状分析等で使用した数値の大半は、平成22年国勢調査をベースに県が関係市町村あてに照会した「山村振興基礎調査*²」の数値を集計したものであり、その集計結果は巻末に附属資料として掲載した。

なお、県内の振興山村*³は、県内42市町村のうち下記の16市町村（うち一部山村14市町）である。（平成27年4月1日現在）

ア 岐阜圏域：＜山県市の一部、本巣市の一部＞

イ 西濃圏域：＜大垣市の一部、関ヶ原町の一部、揖斐川町の一部＞

ウ 中濃圏域：＜関市の一部、郡上市の一部、七宗町の一部、八百津町の一部、白川町、東白川村＞

エ 東濃圏域：＜中津川市の一部、恵那市の一部＞

オ 飛騨圏域：＜高山市の一部、飛騨市の一部、下呂市の一部＞

*1 振興山村：山村振興法における山村の定義。林野率、人口密度等により昭和25年2月1日現在の市町村の枠組みでエリア指定されている。

*2 山村振興基礎調査：県独自調査。

*3 振興山村の記述については、原則次のように表現し区別した。

振興山村 ： 「振興山村のエリア」について指す。

振興山村市町村 ： 「振興山村を含む市町村全体」について指す。

第1 地域の概況

1 地理

当県において法に基づき指定されている振興山村は、16市町村（うち一部山村が14市町、昭和25年2月1日における区域で95市町村）であり、その平成22年の人口は、175,562人、面積で712,232haとなっており、これは県人口の8.4%、県面積の67.1%に当たる。

本県の振興山村は、豪雪地帯、過疎地域など他の地域指定を受けているところが多く、都市部との地域間格差に加えて、さらに多くの不利的条件を併せ持っている。

また、地理的には県南部の平野部を除く県土の大半が振興山村であり、県内の5圏域全てに振興山村が含まれている。各圏域の特徴は、次のとおりである。

(1) 岐阜圏域：＜山県市の一部、本巣市の一部＞

圏域の中心を長良川が流れる、県都岐阜市を中心とした、本県の政治、経済、文化等の中核的機能を持つ地域である。

圏域内9市町のうち北部2市が振興山村市町村であり、振興山村の人口は圏域人口の0.9%、振興山村の面積は圏域面積の47.9%を占めている。

(2) 西濃圏域：＜大垣市の一部、関ヶ原町の一部、揖斐川町の一部＞

長良川、揖斐川等多くの一級河川が流れ、古くから水と関係が深い地域で大垣市を中核とした地域である。

圏域内11市町のうち北部及び西部の3市町が振興山村市町村であり、振興山村の人口は圏域人口の2.9%、振興山村の面積は圏域面積の39.1%を占めている。

(3) 中濃圏域：＜関市の一部、郡上市の一部、七宗町の一部、八百津町の一部、白川町、東白川村＞

圏域北部の豊かな自然や冬期の積雪、伝統文化などを活用した交流産業、南部の関の刃物、美濃和紙などの伝統産業などが特徴的な地域である。

圏域内13市町村のうち北部及び東部の6市町村が振興山村市町村であり、振興山村の人口は圏域人口の15.9%、振興山村の面積は圏域面積の75.1%を占めている。

(4)東濃圏域：＜中津川市の一部、恵那市の一部＞

木曾川、付知川及び矢作川を中心に開け、国道19号・257号、JR中央線を基幹交通体系とした地域で、名古屋市に近いことからその影響を多く受けている。

圏域内5市のうち東部の2市が振興山村市町村であり、振興山村の人口は圏域人口の10.0%、振興山村の面積は圏域面積の50.1%を占めている。

(5)飛騨圏域：＜高山市の一部、飛騨市の一部、下呂市の一部＞

県土の北部地域に位置し県下振興山村面積の約4割を占める広大な地域であり、そのほとんどが山林で、その振興山村の全てが豪雪あるいは特別豪雪地帯の指定を受けている。

また、飛騨川と宮川が流れ、これに沿って国道41号及びJR高山線が走っており、地域固有の歴史、優れた自然景観を活かした文化・産業並びに観光施設が多く存する。

圏域内4市村のうち白川村を除く3市が振興山村市町村であり、振興山村の人口は圏域人口の39.1%、振興山村の面積は圏域面積の82.8%を占めている。

2 地 勢

本県は、国土のほぼ中央に位置し、全国でも数少ない海を持たない内陸県である。県北部の飛騨圏域には、標高3,000m以上の中部山岳、飛騨裏木曾連峰及び白山連峰が連なる急峻な山岳地帯があり、また、南部の西濃圏域には海拔0mの濃尾平野の水郷地帯と変化に富んだ地形を有し、これを縫って木曾、長良、揖斐の三大河川と、そこに連なる多数の河川が流れている。

県下振興山村は、南部の濃尾平野を除く山岳地帯のほぼ全域に及んでおり、多くの自然公園指定区域となるなど、豊かな自然資源に恵まれている。

3 気象条件

県下振興山村の気象条件は、地形と同様に多様性に富んでおり、県南部の温暖な気候に対し、北部の飛騨圏域では寒冷的な気候で積雪も多くなっている。

4 人口の動向

県下振興山村の人口は、昭和40年からの45年間で256千人が175千人と31.6%

減少し、県全体に占める割合も 8.4%と1割を切っている。

人口の年齢構成については、65歳以上の高齢者が33.7%を占め、県全体の24.0%を大きく上回っており高齢化の進行が著しい。また、0歳から14歳の年少人口は12.1%と、県全体の13.9%より低く、少子化の進行も著しい。

5 産業構造等

(1) 社会的条件

県下振興山村の道路整備は年々進んでおり、通勤圏や生活圏域の拡大をもたらしているが、道路の改良や舗装の状況は、一部を除いて依然としてその他の地域と格差があり、一般県道の改良率56.9%（県全体73.0%）、舗装率84.3%（県全体95.8%）、また、市町村道の改良率41.6%（県全体53.8%）、舗装率63.3%（県全体81.5%）となっている。

さらに、県下振興山村における医療体制は、量的、質的な面において水準が低い地域が依然として多く、住民の福祉、健康の維持増進の上で多くの課題を残している。

(2) 経済的条件

ア 土地利用

振興山村は一般に平地が少なく、急斜面の面積の割合が高い上に小集落が散在するという特性を持っており、土地利用の上で制約が大きい。県下振興山村の総面積中84.6%が林野となっており、この割合は県全体と比較して5.3ポイント高くなっている。また、耕地面積はわずかに1.4%と低く、その約7割が田となっている。耕地は河川に沿って段丘状に利用されていることから、その他の地域に比べ、土地利用性、労働生産性が低くなっている。

イ 労働力

県下振興山村の就業人口は91千人で、県全体の1割を切っており、平成2年から平成22年までの20年間に全県下で5.1%減少しているのに比して、18.5%の大幅な減少を示している。

ウ 所得

県下振興山村市町村の所得水準を人口一人当たり市町村民所得で見ると、平成22年度で2,476千円であり、県平均の2,653千円との格差は金額で177千円、対比で93.3%と振興山村の所得水準の低さがうかがえる。

エ 産業構成

県下振興山村における就業人口の産業構成を見ると、平成22年の第一次産業の就業者数は9千人（振興山村の就業者総数の9.8%）、第二次産業32千人（同35.5%）、第三次産業50千人（同54.4%）であり、県全体の第一次産業就業者数、32千人（県全体の就業者総数の3.1%）、第二次産業332千人（同32.5%）、第三次産業625千人（同61.1%）と比べて、第一次産業及び第二次産業の割合が高くなっている。

また、振興山村について、平成17年と比較すると、第一次産業が0.9ポイント、第二次産業が2.7ポイント減少しているが、第三次産業は2.9ポイント上昇している。

オ 森林、農用地等の保全

県下振興山村は、県土の3分の2に当たる広大な面積を有し、その8割が林野で占められていることから、国土及び自然環境の保全、水源のかん養、森林資源の培養など、県民生活の上で果たす役割は大きい。

しかしながら、木材価格の低迷による収益性の低下等の理由により、林業生産活動が停滞しており森林の管理水準が低下している。

また、耕地面積に占める耕作放棄地の割合は、県全体では9.5%に対し、振興山村では16.5%と高くなっており憂慮される。

カ 生産活動

（ア）農業

県下振興山村の平成22年における農家戸数は、11,570戸で県全体の16.3%を占めており、このうち専業が14.9%、第一種兼業が6.5%、第二種兼業が67.6%となっている。また、平成2年から平成22年にかけて農業就業者数は76.9%減少している。

(イ) 林業

県下振興山村の平成22年における林野面積は602,757haで、県全体の同面積の7割以上を占めており、振興山村が豊富な森林資源を有していることがわかる。

しかし、県下振興山村の林業就業者は、平成12年から平成22年にかけて17.6%減少している。

(ウ) 水産業

本県は、全国でも数少ない海を持たない内陸県であることから、漁家は極めて少ないが、主に、あゆ、にじます等淡水魚の養殖が行われている。県下振興山村の平成22年の漁業就業者数は、102人となっている。

(エ) 工業

県下振興山村に所在する平成22年における事業所数は約6,300で、平成17年と比較すると約15%の減となっている。また、従業員数は約43,600人で約9%の減となっている。

県下振興山村の工業の振興は、就労の場の確保につながることから、若年層の定住化のためにも、地域の特性を活かした地場産業の育成や新たな工業導入の促進などが課題である。

(オ) 財政事情*

平成22年の振興山村市町村の財政力指数は、平均で0.313（県平均0.498）であり、財政力の脆弱な状態である。

このうち、県平均を上回るのは、54の旧町村中わずかに6町村であり、特に0.100に満たない団体が1村あるなど極めて低い状態であり、振興山村においては地方交付税、国庫支出金、地方債等に大きく依存している。

* (オ) 財政事情に係るデータ：平成22年での振興山村（54旧町村）の状態を示したものを。

第2 現状と課題

1 山村振興対策の成果

昭和40年に制定された山村振興法に基づき、昭和47年までに当時の53町村の全部又は一部の地域が振興山村として指定されたが、その後、現在までに第一期から第六期までの山村振興計画が順次樹立されており、各般の事業が実施されている。

主な対策事業は、事業計画額ベースで農道、林道、ほ場整備などの産業基盤施策が37.3%を占め、次いで医療、生活上下水道の整備など社会・生活環境整備が15.5%となっている。なお、平成17年からはじまった第六期山村振興対策については事業実績総額で970億円にものぼり、山村振興において同対策の果たしてきた役割は極めて大きい。

(1) 第一期山村振興対策

山村における産業及び生活基盤の整備が、その他の地域に比較して低位にある現状を踏まえ、経済力と住民の福祉の向上、併せて地域格差の是正を図ることを目指し、振興山村の指定に伴い昭和40年から47年にかけて順次第一期山村振興計画を樹立し、計画に基づき各種施策を実施した。

(2) 第二期山村振興対策

第一期山村振興対策の成果を踏まえ、地域格差の是正対策の充実に加えて、緑地空間の利用開発を主眼に、各振興山村の特性に応じた整備を長期的な観点から計画的、総合的に行い、農業などの振興による就業機会の増大、それによる所得の向上及び生活環境の整備を図ることを目指し、昭和47年から54年にかけて財政事情等の理由により計画を樹立しない旧坂内村以外の全ての振興山村市町村で第二期山村振興計画を樹立し、計画に基づき各種施策を実施した。

(3) 第三期山村振興対策

第二期山村振興対策までの実績を踏まえ、若者を中心とする定住条件の整備を目指し「活力ある人づくりの推進」「個性ある村づくりの推進」「魅力ある環境づくりの推進」を基本的な方針として、昭和54年から63年にかけて、七宗町、八百津町、旧福岡町、旧金山町の4町を除く振興山村市町村で第三期山村振興計画を樹立し、計画に基づき各種施策を実施した。

(4) 第四期山村振興対策

第三期山村振興対策までの実績を踏まえ、地域資源を有効に活用して経済の活性化を図り、また、森林や農用地等の保全の推進を図ることにより、「安全でゆとりのある暮らしのできる美しい山村づくり」を目指し、平成3年から10年にかけて、関ヶ原町、旧伊自良村、旧武儀町、七宗町、八百津町、旧中津川市、旧恵那市、旧川上村、旧福岡町、旧上矢作町の10市町村を除く振興山村市町村で第四期山村振興計画を樹立し、計画に基づき各種施策を実施した。

(5) 第五期山村振興対策

これまでの山村振興計画の成果により、振興山村における産業基盤、生活基盤とも基礎的な整備については着実に成果を挙げてきているものの、依然として都市との格差は解消されていないこと、さらに振興山村における課題は、都市住民を含めた国民全体に係わる問題であるとの認識のもとで、他地域との連携の上、国民の多様な生活様式に対応できるよう「豊かな自然環境とうるおいのある生活環境を有する活力ある山村社会の構築」を目指し、平成11年から16年にかけて、23の振興山村市町村で第五期山村振興計画を樹立し、計画に基づき各種施策を実施した。

(6) 第六期山村振興対策

五期にわたる山村振興計画により各種施策が実施されてきたところであるが、引き続き都市との格差の解消と、森林等豊かな自然環境の保全のため、平成17年から27年にかけて、高山市、揖斐川町の2市町村を除く振興山村市町村で第六期山村振興計画を樹立し、計画に基づき各種施策を実施した。

2 今後の山村振興対策の課題

(1) 社会資本等の整備

これまでの50年余りにわたる山村振興対策の積極的な推進により、道路、農林漁業等生産基盤、治水治水施設、水道等の産業や生活の基盤整備は一定の成果を挙げてきており、振興山村における住民生活の利便性の向上が図られている。

しかし、生活排水処理施設や市町村道等は、他地域との格差が依然として存在しており、これらは是正のための整備を進める必要がある。

(2) 情報通信基盤等の整備

岐阜情報スーパーハイウェイの整備や近年の著しい情報通信技術の進歩等により、振興山村においてもブロードバンド基盤の整備が進んでいるものの、人口や世帯数が少ないことから携帯電話のサービスエリア外となっている地域もある状況となっている。そのため、地域間格差の解消等に向けた情報通信基盤の整備を促進していく必要がある。

(3) 産業の振興

振興山村の活性化を図っていく上で最も重要な課題の一つが、就労の場の確保であり、特に若年者の定住を進めていくための魅力ある就労の場が必要である。

このことは、新規学卒者の地域内就労の促進のみならず、UIJターンの推進にとっても重要である。

振興山村においては、農林業が地域の重要な産業であるとともに、農林業の振興が産業振興のみならず、国土の保全等公益的機能の発揮、さらには伝統的な美しい山村景観の維持形成を図るという観点から活力ある農林業が安定的に営まれていくことが重要な課題となっている。また、農林業への新規参入を促す施策を積極的に展開することも重要である。

また、振興山村には豊かな自然環境があり国立、国定公園をはじめ、県立自然公園の指定を受けているほか、温泉、スキー場、木工などの地場産業、伝統文化といった貴重な観光資源にも恵まれている。このような地域の個性を活かした内発型の産業振興によって所得の向上及び雇用の確保を目指していくことも重要である。

(4) 長寿高齢社会への対応

我が国全体の高齢化率が上昇する中であって、振興山村は特に高齢化の進行が著しいが、活力ある振興山村では高齢者が地域社会を支えている姿が見られることから、今後、ますますの少子・高齢化が進行する中で、高齢者が重要な地場産業や地域社会の担い手として位置づけられていくものと考えられる。

これからの山村振興対策を考える上で、高齢社会対策は重要な柱の一つであり、高齢者にやさしい生活環境の整備に努めるとともに、福祉、医療対策の一層の充実を図るなど高齢者が活躍しやすい地域づくりを進めることが必要である。

(5) 都市山村交流、U I J ターンの推進

山村にある豊かな地域資源を活用した特産物の生産販売の促進によって交流人口の増加を図り、振興山村を活性化させるとともに、都市住民の多様なライフスタイルの実現等の要請に応じていくため、農業体験や体験型観光などのサービスを創出することが課題となっている。

また、若年層や定年退職者の定住による地域活力の増進を図るため、U I J ターンを積極的に推進することも重要である。

地域間交流、U I J ターンの推進に当たっては、国民の多様なライフスタイルの実現に対する要請に応えるとともに、住宅などの生活環境の整備や雇用の確保、情報発信等の定住促進対策をこれまでも増して積極的に展開していくことが求められている。

交流者やU I J ターン者については、単に人口の移動としてのみ捉えるのではなく地域を支える新たな担い手として、これらの人々が都市部で培ってきたバイタリティや能力を地域の活性化に活かしていくという視点が重要である。

(6) 森林、農用地の適切な管理

振興山村の大部分を占める森林、農用地は、国土・自然環境の保全、水源かん養等の観点から重要である。しかし、近年の木材価格の低迷など林業を巡る環境が厳しさを増し、森林所有者の森林管理意欲が低下していることから、民有林における間伐の実施など森林整備の遅れが見られる。

農用地については、耕作放棄地の増加が大きな問題となっている。耕作放棄地は特に振興山村に多く存在し、国土・環境の保全、及び健全な水循環系の維持などへも悪影響を及ぼしている。

さらに、地球の温暖化や、食糧、資源の制約の高まりの中、地球環境の保全を進め、いかに循環型、自然共生型社会を形成するかが課題である。

このような状況から、居住者の減少や高齢化、それに伴う小規模集落の増加により、従来行われてきた森林、農用地などの地域資源の管理が行われない地域が広がると懸念されることから、日本型直接支払制度や農地中間管理機構等を活用し、農地の保全に努め、振興山村の持つ多面的機能の維持を図る必要がある。

その一方で、農林業を活性化し、多様な担い手の育成に努めるとともに、広範な県民参加による森林及び山間農用地の整備や治山治水事業を推進することが必要である。

さらに、地球規模での環境問題に貢献していくために、森林が有する「二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する機能」や、森林資源を活用した木質バイオマス等の再生可能エネルギーの利活用の促進などに着目しつつ森林を整備することが重要である。

(7) 担い手の確保

振興山村においては、依然として若者を中心とした人口の流出と高齢化が進行しており、農林業及び地場産業の担い手や地域リーダーの育成、確保が課題である。

また、振興山村においては、女性が経済や地域活動の担い手として活躍しているが、女性が様々な分野に参画し、能力や感性を活かせる体制づくりや意識づくりをさらに進める必要がある。

(8) 自立した地域社会づくり

これからの山村振興に当たっては、山村に住む住民の自主的な取組みを十分に尊重しながら、地域住民と関係機関が互いに協力して活動する「県民協働」を基本とし、振興山村の将来像を描きつつ進めていくことが重要である。

* 岐阜情報スーパーハイウェイ：光ファイバーケーブルで県内全域を結んだ高度な通信情報ネットワーク。

第3 振興の基本方針及び振興施策

(1) 「清流の国ぎふ」づくりの視点

本県は、県土の81%が山林であり、この割合は全国第2位である。飛騨の匠の名は古くから全国に知れ渡り、また岐阜県民の歌においても「岐阜は木の国 山の国 伸びる希望を 歌おうよ」とされるなど、^{いにしえ}古から今に至るまで山国であることを誇りにしてきた。

山村は、きれいな空気や豊かな水、恵まれた自然、あたたかい人情や匠の技、さらにそれぞれの山村固有の歴史・文化・伝統など豊かな個性を有している。山村は、これらの恵みを楽しみ、ゆとりある居住環境や地域資源の良好な管理、地域特性を活かした産業、都市山村交流の場、歴史文化の保持といった役割を果たしてきた。

本県が誇る「清流」は、こういった山村によって今日まで守られてきており、県民全体が将来にわたってこれらの恩恵を楽しむことができるよう森林等の保全を図り山村を守っていくことは、ふるさとへの愛着や誇りの醸成、地域特性を活かしたまちづくりや移住定住の支援、新たな魅力の創出など、各地域がそれぞれの魅力を高めるために取組む「わがまち清流の国づくり」の原点と言える。

(2) 地方創生の原点

本県は、人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、平成21年3月に「人口減少時代への挑戦」と題した岐阜県長期構想を策定し、各種施策に取り組んできた。平成26年度には「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する「地方創生」の取組みが全国で進められている。

山村の果たしている機能、持っている価値は、そこに人の暮らしがあり、山と人との係わり合いの中ではじめて成り立つものであることから、そこに住む人が美しい自然やその地の歴史、伝統文化に誇りを持ち生き生きと暮らすことができることが大切である。人々のライフスタイルも、これまでの都市の便利性、集中・効率性、経済的豊かさ重視の生き方から、物よりも心の豊かさ、ゆとりを楽しむ、時間のすごし方を楽しむ、といった生き方に価値観が転換しつつある。

このような中で、山村は、国土保全等の機能面からの評価だけでなく、愛着と誇りに満ちた山村での暮らしそのものが人々に対し新たな価値をもたらすことになり、これまでの地道な山村振興の取組みの結果として得られたこの新たな価値こそが、長期構想の推進、地方創生の原

点であるとも言える。

(3) 国土強靱化等の視点

これまで述べてきた地勢的・社会基盤上の条件不利地域である山村が、今後も輝く地域であり続けるためには、まず、“安心”して住むことができないなければならない。そのために、岐阜県強靱化計画に基づき「災害に強い地域づくり」に取り組む必要がある。また、安心して利用できる「交通網の確保」や適切な医療や介護サービスが受けられる「医療と福祉の供給体制の充実」、安心して子どもを産み育てることのできる「子育て環境の充実」、互いに助け合うことのできる「地域コミュニティの維持・活性化」など、暮らしの安全・安心が確保された山村を目指す。

次に、山村に“活力”がなければならない。このため、産業基盤整備、担い手の育成を進めるとともに、「産業振興」とりわけ人と地球の健康を守る「農林水産業の振興」に配慮する。また、近年の著しい情報通信技術の進展は、山村の持つ地理的条件の不利性を克服し、日常生活における安心した暮らしや産業振興の面における山村の制約の克服など多様な活用が期待されるため、引き続き「情報流通の円滑化及び通信体系の充実」を図る。

(4) 県民協働による振興

これからの山村振興に当たっては、これまで以上にそれぞれの山村地域の特性を活かした創意工夫が求められる。そのためには、地域のことを一番よく知っている山村に住む住民が、自ら郷土の歴史や伝統文化、美しい自然など、ふるさとに誇りを持つとともに、自分のふるさと自慢を見つけ出し地域づくりに活かすなどの“自立”した地域づくりが期待される。このため、ふるさと教育などの文教施策を進めるとともに自主的に行われる地域づくりを支援する。

また、山村振興は、都市住民を含めた県民全体に係わる重要な課題であることから、積極的に都市をはじめとした他地域との交流、連携を進め相互に補い合うとともに、都市の持つ活力、知恵などを活かすことが今後の山村振興にとっては重要である。このため、山村の持つ恵まれた自然や歴史、文化を活かし人々の多様な生活様式に対応した、「都市と山村との交流」について最大限配慮することとする。

なお、山村振興は、もとより行政のみで成し得るものではないので、県民、地域住民組織*、NPO、市町村、県等が、将来の姿を共有しながら一体となって協力し活動する、「県民との協働」を基本とする。特に近年コミュニティの弱体化が懸念されているため、従来コミュニテ

イによって担われていた様々な活動を多様な主体が補完し合うことによって、地域づくりを進めていくことが重要である。

また、今後の財政制約下における施策の実施に当たっては従来にも増して施策の選択と集中を要する。このため、山村振興のための各種事業の実施に当たっては、庁内関係部局はもとより国、市町村をはじめ関係機関と連携を密接に図りつつ、関係事業主体が地域の特性を活かし総合的かつ有効適切に実施することとする。

* 地域住民組織 : 小学校区や中学校区程度の範囲における自治会、町内会を中心として、老人会、婦人会、PTA、青年団等の特別な属性を持った地域組織、スポーツ同好会等の特別な目的を持った地域組織を加えた地域社会集団の総称。

1 交通施策に関する基本的事項

東海北陸自動車道、東海環状自動車道及び中部縦貫自動車道の県内整備が進んでいることや、これまでの対策により、振興山村における利便性は向上してきているが、依然として地域格差は存在していることから、今後も引き続き、振興山村における交通体系の整備を推進する。

道路については、高度医療サービス等の高次的な生活関連機能の確保や、都市と山村との交流促進など他地域との広域的な連携に必要なインフラであるとともに、大規模災害時には早期復旧の要としての役割も担うこととなる。そのため、地方の中心・中核都市とのアクセスの強化を進めるとともに、通行不能地区の解消など、広域ネットワーク化を推進する。基幹的な市町村道の代行整備については、国道、県道との連携を図りつつ総合的に勘案しながら推進する。また、トンネルや橋梁については、自然環境の保全に配慮しつつ整備することが重要であり、需要の強い末端の生活道については、一定の水準を確保する視点と、今後の集落の動向などを踏まえ、計画的な整備に努める。

一方、運転のできない高齢者や高校生などにとって重要な移動手段である公共交通機関は、少子化の進展や自家用車の普及に伴って、鉄道、バスともに利用者が年々減少し厳しい経営状況が続いており、事業者の自助努力だけでは路線を維持していくことが困難な状況にある。特に振興山村にあっては、交通不便地域の生活交通確保のため、路線バス撤退後の代替交通として市町村がバスを運行する路線も増えており、市町村の財政負担が大きくなっている。

このため、鉄道については、経営の厳しい地方鉄道事業者が行う安全対策事業や、鉄道事業者が行うバリアフリー化のための施設整備に対して支援を行うとともに、バスについては、市町村を跨る広域の路線バスと、市町村自主運行バスの運行費に対して支援を行い、公共交通の確保維持を図る。

さらに、公共交通の利便性を高め、必要な公共交通サービスの水準を確保するため、輸送需要に応じたデマンド交通の導入やバス路線網の再編等を進める地域の公共交通に関する計画づくりを促進し、振興山村に適した地域公共交通網の形成、充実を目指す。

2 情報通信施策に関する基本的事項

情報通信技術（ICT）は、地理的・時間的な制約を解消し得る手段であり、適切に活用することで、大きな付加価値を生み出すことが可能となる。振興山村においても、ICTは地域が抱えるさまざまな課題解決に有効な手段となるものであり、地域産業の活性化や住みやすいまちづくり、地方公共団体の業務の効率化などへの利活用が期待される。

ICTの利活用に向けては、情報通信基盤の整備とその利活用が不可欠となるが、振興山村では都市部と比べて十分な整備が進んでいない地域もあることから、ICTの利活用における地域間格差の解消等に向けた環境整備を引き続き推進する。

また、行政において自治体クラウド等の電子自治体の取組みの推進による業務効率化や経費削減を進めるとともに、マイナンバー制度導入による行政サービスの質の向上や、オープンデータとその活用の推進による地域の活性化など、ICTの利活用による取組みを促進する。

3 産業基盤施策に関する基本的事項

農林道の整備及び市町村が管理する基幹的な林道の代行整備については、振興山村の農林業振興の基盤となるものであり、国、県、市町村道等との連携を図り、農地や森林の状況に配慮しながら整備を進める。

また、農用地の有効利用を図り、生産性や持続性の高い農業を展開するため、地域の実態や土地条件等に配慮しつつ農地、農業用水路、農道等の生産基盤の整備や既存施設の長寿命化を進める。

さらに災害に強い振興山村づくりに向け、農業の有する多面的な機能も踏まえ、農地、農業水利施設等の適切な保全管理を進めるとともに、ため池、農道橋等の耐震化を進める。

4 経営近代化施策に関する基本的事項

(1) 農業振興

農業は、食料を安定的に供給するとともに、洪水防止などの県土の保全や水源の寛容、良好な景観の形成などの多面的機能を有し、振興山村の基盤となる産業である。

振興山村では、冷涼な気候を活かして夏秋野菜や花きなどの農畜産物が生産されていることから、安全・安心な主要農畜産物の生産拡大と品質向上を推進するとともに、海外への輸出や6次産業化へも取組み、売れる農畜産物づくりを推進する。また、新規就農者や集落営農組織など、地域農業を支える重要な担い手の育成・確保を図る。さらに、農地、農業用水路、農道等の生産基盤の整備、鳥獣害対策や耕作放棄地対策の推進などにより、住みよい山村づくりを総合的に取組む。

(2) 林業振興

振興山村の重要な就業の場である林業は、収益性の低下により非常に厳しい状況下にある。

しかしながら、公益的機能の発揮に不可欠な森林を整備すること、及び再生可能でかつ環境への負荷が少ない資源である木材の利用を促進することは、環境問題を考えた上で非常に重要であることから、林業振興の積極的な展開を図る。

また、「山を守る林業」の振興策として県産材の公共施設や木造住宅への積極的な利用拡大を図りつつ健全な森林整備を促し「活力ある山村地域の循環システムづくり」を総合的に推進する。

(3) 水産業振興

振興山村においては、にじます、あゆなどの溪流魚が地域資源として存在することから、これら水産資源の生息に適した河川環境の保全整備や良好な水辺環境の保全、整備を図りつつ、付加価値の高い内水面漁業の育成・強化を進める。

5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

豊かな自然環境に恵まれ、やすらぎと静穏な環境下にある振興山村は、「田舎暮らし」に代表される人々の多様なライフスタイルの実現という要請に応え得る地域であるとともに、清浄な水や、静寂な環境、取得しやすい土地の提供などを通じて、新たな産業の可能性を有している。

こうした多様な地域資源を十分に活用した複合的な産業活動の育成のため、地域特産物の付加価値を高め、差別化を進めるとともに、的確なニーズの把握、迅速な商品開発といった活動にも努める。

また、厳しい環境下にある地場産業の振興を図るために、女性や高齢者の知識や経験を十分活かし、新製品の開発や販売など各種プロセスにおいて取り入れることができるような体制づくりに努める。

その他、地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、森林資源に代表される豊富な木質バイオマスの利用施設及び加工流通施設の整備等を支援するなど、「エネルギーの地産地消」などを推進し、再生可能エネルギー産業の創出を目指す。

6 文教施策に関する基本的事項

(1) 教育、学習環境の充実

振興山村においては、小・中学校の統廃合が進んできた地域や、小規模校のまま存続させることが必要であると考えた地域がある一方で、学校規模の適正化の必要性は認識しつつも、現段階では具体的な検討に至っていない地域もある。そういった地域の実情を踏まえながら、児童生徒が豊かな自然環境や歴史、伝統文化、地場産業等を探究したり、地域の様々な活動に参加したりする「ふるさと教育」の充実に努め、振興山村の地域性を活かし、ふるさとへの誇りと愛着を育む教育を推進する。

また、振興山村は、豊かな自然等を活かした自然体験学習の場を積極的に提供することができるため、各種の自然や農林漁業体験のための交流・宿泊施設の整備に加え、指導者やインストラクターの設置等、振興山村のソフト・ハード両面にわたる総合的な受け入れ体制の整備を推進する。

さらに、快適な教育・学習環境を整備・充実させるため、老朽化した小・中学校の改築等に当たっては、木材等の地域資源を有効に活用し、地域にふさわしい施設となるよう配慮するとともに、小・中学校の施設整備に対する財政支援や、統合により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のための通学対策支援について、国に対し、要望を行っていく。

また、小規模校の特性を活かしたきめ細かな指導を充実させ、どの児童生徒にも「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」が調和的に育つよう、国に対し、教職員定数の確保について継続的に要望しながら、教職員の加配等の支援を行っていく。

さらには、振興山村においても、グローバル化や高度情報化社会の進展に対応するため、ICTやソーシャルメディアを含めた多様なメディアを活用して協働学習や課題追究型の学習を行う中で、必要とする情報や信頼できる情報を取捨選択する能力を育成するとともに、都市部や海外との交流授業を進めることについても検討する。

(2) 文化の振興

振興山村においては、狂言、能、及び地歌舞伎等の芸能や工芸技術をはじめとする伝統文化が数多く伝承されていることから、今後もこれら伝統文化を保存、活用し、地域の活性化につなげるとともに、次世代へ伝えることに努める。

また、先人である地域の高齢者の知見や技能、技術を活用しつつ、地域住民が一体となっ

た保存活動や児童生徒の伝承教室開催等側面的な促進、U I J ターン者の積極的な参入促進支援に努める。

7 社会、生活環境施策に関する基本的事項

(1) 簡易水道、生活排水処理施設の整備

安全できれいな水、おいしい水への希求が高まる中であって、振興山村の暮らしも大きく変化してきており、特に生活雑排水などの処理は、住民の生活環境の整備はもとより、水源地域における水質の保全という面からも不可欠である。

簡易水道の整備については、振興山村の住民が安全で衛生的な水道水の供給を受けられるようにするため、水道の未普及地域の解消に努める。

また、生活排水処理施設については、急峻な地形や施設の受益範囲、単位が小規模であるなどコスト増の要因を踏まえ、効率的な整備となるよう、公共下水道、集落排水処理施設、浄化槽などそれぞれの特性を活かし計画的な整備を促進する。

(2) 医療、救急体制の充実

振興山村の医療水準は、これまでの関係機関の努力により改善されてきたが、依然、都市部と比べ格差が存在することから、住民が適正な医療を受けられる機会を確保するため、山村の医療体制を整備していくことが不可欠である。

このため、基礎的、基本的医療の確保を目指したへき地医療機関等の整備を図るとともに医療、保健分野における都市部等との地域連携を深め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療の供給体制の充実に努める。

医療人材の確保については、「岐阜県医学生修学資金貸付制度」や「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」などによる医師確保策に加え、ナースセンターによる再就業支援や新人看護職員研修などの取組みにより、看護職員等を育成・確保する。救急救命士の確保についても、養成研修や追加講習等により人材育成と資質向上を図り、救急業務の高度化に努める。

また、医療機関と消防機関との連携を強化し、通報から医療機関までの迅速な搬送、初期救急医療体制から救命救急センターへの搬送、救急車内での救急救命士による初期処置、さらに、医療機関と消防機関、防災機関（防災航空センター）の連携を強化し、緊急時にはドクターヘリや県防災ヘリコプターなどによる搬送により救命率の向上を図る。

(3) 子育て環境の充実、健康づくり

他地域と比べて少子高齢化が深刻である振興山村においては、次代を担う子供の減少に歯

止めをかけるため、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを行うことが喫緊の課題である。

このため、妊婦期を含めた子供の成長段階に応じた相談体制の充実に努める。さらに、未就学児の保育ニーズに応えるため、子どもの減少に伴う保育所の統廃合等については地域のニーズを踏まえて慎重に進めていく。また、他地域と同様、病児・病後児保育、一時保育などの充実や保護者が昼間留守となる家庭のニーズに応えるための放課後児童クラブ等放課後の子どもの居場所づくりの充実も図っていく。

また、全ての世代の住民が主体的で積極的な健康づくりが行えるよう、地域の関係機関や自治会、老人会など各種団体と連携を図りながら健康づくり対策を展開していく。

(4) 災害対策の充実

振興山村は、広大な森林を有する一方、居住地域が谷間に散在するなど、他地域と比べて土砂災害や山火事等の災害発生時の迅速な対応が難しい面を有する。

このため、地すべりや山地崩壊、土石流、雪崩などの自然災害を未然に防止するため、地すべり防止施策、治山施策、砂防ダム等の整備を引き続き計画的に実施するとともに、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、住民等が速やかに安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所となる施設等について、施設・設備の整備等を促進する。あわせて、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成・支援、避難誘導等のソフト施策の強化に努める。

また、春先の乾燥時期や行楽シーズンなど森林への入り込み者が多い時期における災害発生時に対する体制を整備するとともに、災害に即した消防車両の配備を進めるなど、機動力の確保に努めるほか、山火事の延焼を防ぐ防火線の整備のため、森林管理用の林道についてもより一層整備に努める。

さらに、災害時の集落の交通、通信途絶を回避するため、迂回路等複数の交通ルート、多重系の情報通信基盤の確保を図るとともに、集落の孤立に備えて防災備蓄等災害時の十分な備えを進める。

8 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が著しい山村社会においては、高齢者が地域社会や行政による支え合いによって生涯安心して暮らせる地域づくりを進めることが不可欠である。このため、振興山村の特性に配慮しながら、医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築を目指す「岐阜県高齢者安心計画」などにおける具体施策の推進を図る。

9 集落整備施策に関する基本的事項

振興山村においては、高齢化の進展により、相互扶助等を行う伝統的な集落の機能が低下傾向にあるため、集落の再編整備やより広い範囲での集落機能の再構築などを図るとともに、集落機能の健全な維持が危惧されるような場合においては、行政による各種機能補完の充実も進める。

このため、地域の実情や特性を勘案しつつ、集落環境の整備、拠点となる公共施設の整備などを進めるとともに、地域おこし協力隊や集落支援員を活用した活性化事業など各種ソフト事業の充実を図る。

また、都市等地域外の住民との交流を積極的に推進し、二地域居住や交流居住、さらには若者をはじめとする新たな住民の移住・定住を促進し、開かれた地域社会を形成する。

なお、公共施設等の整備にあたっては、近隣市町村等との連携のもと、広域的観点からその計画的整備を検討していく。また、県内5圏域の自立的発展を目指す観点から、広域行政を一層推進し、集落再編整備を進める必要がある。

10 国土保全施策に関する基本的事項

山村が担う国土の保全、清浄な水や空気の供給、保全機能、自然環境の保全等の公益的機能が十分発揮されるために、適切な地域計画との調整を図りながら、農業農村整備事業や治山治水事業等を着実に実施するとともに、農林業の振興による森林、農用地の適切な管理に努める。

間伐などの手入れが不足した放置森林では、集中豪雨などによる災害が懸念されることから「災害に強い森林づくり」を目指し、計画的な間伐を実施する。

今後、世帯数が少ない集落や、高齢者世帯の増加とそれに伴う集落の荒廃が予想されることから、そのような情勢に対応して、公益的機能を維持確保するため、小規模集落の周辺の森林、農用地の維持管理のあり方を検討するとともに、そのような地区における新たな土地利用のあり方について、行政、住民が合意形成に向けた話し合いを十分行うこととする。

11 交流施策に関する基本的事項

振興山村で生活する人と都市住民との交流に配慮した地域づくりを進めるため、生活環境、交流環境を整備する。

一方、山村には豊かな自然環境や伝統文化があることから、これらの資源を活かし、自然体験、生活文化体験、農業体験といった体験型の観光メニューを充実させることにより、付加価値の高い滞在型観光地づくりを進める。あわせて、中京圏はもとより首都圏、関西圏といった大都市圏や、海外における観光展などにおいて、山村の有する観光資源を積極的にPRすることにより、国内外からの誘客拡大につなげていく。

振興山村への移住定住対策については、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるために「地域の原動力となり地域の将来を支える人を呼び込む」という視点から、移住定住又は二地域居住を希望する方々に対して様々な形で情報提供や相談を行う。

12 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

森林については、森林の有する国土の保全、水源のかん養などの公益的機能を十分発揮させ、計画的な間伐や治山対策を進めるとともに、自主防災組織やNPOなどと協働して、地域住民と下流の都市住民との上下流連携による森林づくりを推進する。

森林づくりの推進主体として、市町村を単位とした地域森林管理体制の整備を促し、地域の実情に即した健全な森林づくりに取り組むほか、将来の森林づくりを担う新規就業者を早期に養成するため、現場での実践的研修を実施する「きこり養成塾」などの取組みを各地域に定着さ

せる。

農用地については、食料の生産の場のみならず、雨水の保水、貯水などの多面的な機能を有している。特に、振興山村の農用地が持つ多面的機能は、下流域である都市部に与える影響が非常に大きい。平坦部に比べて急勾配で面積が狭隘で、かつ広大な法面があるなど作業効率が低く、野生鳥獣による農作物への被害など深刻な問題を抱えていることから、住民組織や市町村等が連携し、日本型直接支払制度の活用や集落営農の組織化など、地域ぐるみで農用地を守る活動を推進する。

13 担い手施策に関する基本的事項

農林業の担い手を確保するためには、地域の実情に即して法人化など多様な経営形態の展開を推進するとともに、地域の森林整備の中心的担い手としての森林組合の育成、強化に努める。

また、新たに農林業へ就業しやすい体制を整備するため、多様なニーズに即した研修の実施や給付金等による経営支援など、支援体制の強化を図る。

14 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

野生鳥獣は、元来山野に生息し、人間と共生し、振興山村に大きな利益をもたらしてきたが、振興山村の過疎化、高齢化の進行に伴う人間活動の低下、餌場や隠れ家となる耕作放棄地の増加、林業活動の停滞や温暖化に伴う環境の変化により、野生鳥獣の生息域が拡大傾向にあるなど、生息形態が大きく変化してきている。

このような状況の中、野生鳥獣は農林水産物に被害を及ぼし、自然生態系へ悪影響を与え、山村地域の環境を悪化させているなど、住民の農林水産業の生産活動、日常活動に支障を与えている。

特に、本県では農林水産業に被害を及ぼすイノシシ、ニホンジカ、サル、カワウさらに人的被害も及ぼすクマの被害が深刻であることから、過去の被害状況、鳥獣の生息状況など十分な調査を行い、侵入防止柵の設置による被害の防除、農用地・森林等の適正管理、計画に基づく

個体数管理、有害鳥獣捕獲等を組み合わせ、地域ぐるみの総合的対策を講ずる。

15 その他施策

森林や農用地が農林業の生産活動の場として適切に管理されることにより、美しい景観・豊かな里山空間が維持、形成されるという観点から、居住地域と生産地域を一体的に捉え、住民、集落、行政が連携して統一された理念、目標の下に周囲の景観と調和のとれた計画的な土地利用、住宅等の配置、施設、建築物のデザイン等を実現していく。

なお、地域産業の振興や地域住民の福祉の向上のため、開発等が必要な場合にあっても、山村景観の保全に十分留意するとともに、環境への影響を最小限化するよう努める。

第4 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県では、山村振興基本方針のほかに、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域自立促進方針・過疎地域自立促進計画、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）による豪雪地帯対策基本計画及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）による辺地総合整備計画など、各種計画が策定されているため、山村振興計画の実施に当たってはこれらとの整合性を図りつつ、より効果的となるよう推進する。